

第 12 回公益通報者保護専門調査会において  
ご議論いただきたい論点（概要）

平成 30 年 4 月 18 日  
消費者委員会事務局

【テーマ】公益通報者保護法を使いやすいものにする

【論点】

〈問題の所在〉

現行法では、外部通報（2号通報、3号通報）を行う場合に、通報内容に真実相当性<sup>1</sup>があることが求められ、さらに3号通報を行う場合には、特定事由に該当することも必要である。真実相当性を立証しなければ、通報者は事業者による不利益取扱いから保護されず、また、資料による裏付けがなければ、通報先において調査等が開始されない可能性もある。

したがって、通報者は、通報内容の裏付けとなる資料の収集を検討するが、当該収集が許されるかどうか（誠実義務・秘密保持義務<sup>2</sup>との関係、不利益取扱いの許否等）について、明確な基準はない。そのため、通報者がどのような資料収集行為であれば法律上許されるかがわからず、適切な通報を行うことができない可能性も想定される。

1. 外部通報の保護要件

外部通報の保護要件を緩和する必要があるか。緩和する必要性があるとした場合、どこに対する通報について、どのような緩和を行うか。

○ 2号通報の保護要件（真実相当性）

- \* 要件を緩和することの是非。
- \* 要件を緩和するとして、どのように緩和するか。  
Cf) 別の要件に置き換える 等

○ 3号通報の保護要件（真実相当性）

- \* 要件を緩和することの是非。
- \* 要件を緩和するとして、どのように緩和するか。

○ 3号通報の保護要件（特定事由）

- \* 要件を緩和することの是非。
- \* 要件を緩和するとして、どのように緩和するか。  
Cf) 既存の特定事由を加除修正する 等

<sup>1</sup> 「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合」

<sup>2</sup> 労働者は、労働契約の締結に伴い、信義則上の付随義務として、誠実義務や秘密保持義務を負っている（第 11 回公益通報者保護専門調査会資料 1・1 頁）。

## 2. 通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任

通報者を、資料の収集行為を理由とした不利益取扱いから保護する必要があるか。保護する必要性があるとした場合、どのような要件で保護するか。

- \* 資料の収集行為を理由とした不利益取扱いから保護することの是非。
  - \* 保護するとした場合、どのような要件で保護するか。
- Cf) 資料収集の目的との関係、手段との関係、資料と通報内容の関連性 等

以 上